

平成25年度 雄武町 行政執行方針



雄武町長
中川原 秀 樹

平成25年第1回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げ、議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

本年度は、町民の皆さんの負託を受けた平成23年10月の初当選以来、町長として任期1期目の折り返しを迎えることとなります。

私は、町長に就任して以来、「郷土愛に燃え、明るく豊かなまちづくり」を町政運営の基本理念として、町民憲章に掲げている「町民の五つの誓い」の理想実現のための政策具現化に全精力を傾注するとともに、「愛町心の持てる」「つながる」「育てる」「皆さんと共に考える」まちづくりに取り組み、地方分権の時代に柔軟に対応しながら、本町が誇りの持てるふるさととして、未来に向かって永続的に発展できるよう全力を尽くしてまいりました。

さて、師走選挙を受けて誕生した安倍内閣は、自らを「危機突破内閣」と命名し、日本経済の再生を政策の一丁目一番地と位置付けております。これを一体かつ強力に実行する政策パッケージの第1弾として1月には「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定されたところであります。

政府は、これを受けた平成24年度補正予算と平成25年度当初予算を連動させ、強力に政策を推進することとされており、本町においても新年度当初の事業停滞を招くことなく執行できるよう、大型の補正予算により一部事業を平成25年度から前倒しすることとしたところであります。

もとより、本町の行政運営は、町の最上位計画であります雄武町総合計画に基づいて進められておりますが、このうち基本計画は、本年度を初年度とする後期計画がスタートすることとなります。この計画は、私が町長就任後の初めての計画であり、基本構想で示している「めざす町の姿」の実現に向けて、学識経験者からなる策定審議会の答申を経て、策定したものであります。

長期的な展望のもと、財源の裏付けを伴った計画行政を効果的・効率的に推進し、産業の振興、医療・福祉の充実、子育て・教育への支援、生活基盤の整備など様々な分野の向上に努めてまいりますことをお約束いたします。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。

協働によるまちづくりの推進

◆住民主体のまちづくりの推進



第5期総合計画は5ヵ年の前期基本計画が終了し、本年度は後期基本計画のスタートの年となります。

後期基本計画の策定にあたっては、「まちづくりアンケート」を通じた町民ニーズの把握に加え、町民による策定審議会においてはワークショップ方式で施策を検討し、町に対して提言をいただくなど、町民と行政の協働による検討・協議を行い、町民意思の反映に努めてきたところであります。さらに、答申にあたって付された意見については、今後の町政推進にあたっての貴重なものであり、これらを踏まえた町政運営を心掛けていくことが肝要と認識するところであります。

後期基本計画は、雄武町が目指すまちの将来像の実現のために、重点的に実施する施策を示すものであり、その展開にあたっては、町民と共に行動し、共に創る町政の推進に向け、一層努めてまいります。

また、主たる広報媒体である広報紙の紙面充実に継続して努めるとともに、より身近に、町民の生の声を町政に反映させるため、昨年度再開した町政懇談会を工夫のうえで継続開催してまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成の予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、電子媒体の有利性を活かし、情報量が多大となる事務事業評価や施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などを公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

まちづくりは、町民一人ひとりの主体性を尊重し合い、強い連帯意識によって、地域を活性化することが大切です。地域の基盤は町民にとって、生活の場であり、最も身近なまちづくりへの参加の場である自治会であり、この自治会において自らが、創意工夫と主体性を発揮する活動に対して支援するとともに、自治会連合会との連携を図りながら、豊かで活力あるまちづくりに努めてまいります。

◆多様な交流の促進

交通や情報通信など交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

このような交流は相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待できるとともに、新たな発見から郷土を見つめ直す機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、これまで実施してきました佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継承してまいります。

現在、開設している「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、人口の流入や町の活性化にも期待が持てることから、継続して開設するとともに、移住・定住に向けた新たな仕掛けについても検討してまいります。

◆効果的・効率的な行政運営

総合計画や各種分野別計画の策定には各種審議会等をはじめ、町民関与を高めるとともに、庁内組織の横断的な連携や総合調整を行うなど、計画的な行政の推進に努めてまいります。行政評価は、総合計画実施計画、財政計画、予算編成と連動させ、施策・事務事業の改善・見直しをその都度行い、結果を公表してまいります。

「財政健全化法」に基づく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

行政改革は、地域経営の指針である「町総合計画」を前提として、それを効率的、効果的に推進する

ため、必要な制度、施策・組織・業務運営等の見直しを行うものであります。

現行の第5次行政改革大綱は、平成26年度までの5ヵ年を計画期間としており、取組みに掲げた「町民との連携と協働」「行政経営システムの見直し」「自主性・自律性の高い財政運営」「職員の資質向上と人材育成」の推進に努めているところであります。

今後とも国と地方との役割分担を明確にする地方分権が、一層進展するに伴う地方自治体の果たす役割の拡大と力量が問われる時代において、「自己決定・自己責任」の原則を踏まえながら、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる、効率的で機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き続き積極的な行政改革に取り組んでまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでも様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。

今後においても、広域連携に向け設立された西紋別地区町村会における連携も維持しながら、基礎自治体補完策の推進に向けて、研究を続けてまいります。

地域産業の振興

◆農業の振興

農業・農村は、生活に欠くことのできない食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有しております。しかしながら、過疎化や高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加、食生活の変化等に加えて長引く景気の低迷により、大変厳しい状況に直面しております。

また、T P P問題に代表される貿易自由化圧力の高まりなど、今後の農業経営を圧迫する要素が一段と顕在化し、その決着いかんでは農業はもとより地域経済にも深刻な影響を及ぼすものであり、今後も注視していく必要があります。

このような中、本町としては、北オホーツク農業協同組合や関係機関と連携し、第5期雄武町総合計画の単位施策である「土地基盤の充実」「生産技術の向上」「農業による地域の活性化」等に積極的に取り組み、持続可能な力強い農業の実現に努めてまいります。

土地基盤の充実については、道営水利施設整備事業や道営農地整備事業を継続実施中ではありますが、酪農経営の安定化を早期に図るために、関係機関に働きかけをしながら事業の推進を図ってまいります。

また、地区調査2年目を迎えた雄武丘陵地区国営緊急農地再編整備事業は、早期着工に向けた地区調査の推進について、関係機関に要望してまいります。

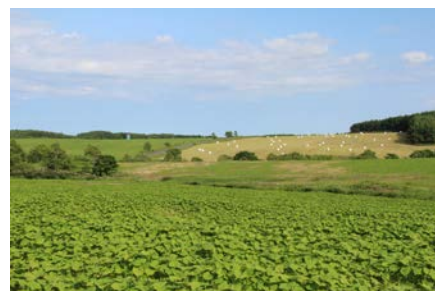
生産技術の向上については、農業生産拡大緊急対策事業を継続して実施し、雌雄判別精液の交配による優良雌牛の生産を図り、生産基盤の確立と生乳生産量の拡大に努めてまいります。また、出生した雌子牛の良好な生育環境を確保するため、農業経営改善等緊急対策事業を実施し、雌子牛の預託費や飼育施設整備への助成を行って、経営規模の拡大に努めてまいります。

農業による地域の活性化については、耕作放棄地の未然防止や農業生産の集落活動の推進を目的とした中山間地域等直接支払制度を継続して実施し、農協や農業者との連携を密接にしながら、地域に根ざした効率的な事業展開を支援してまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、食料自給率の向上に貢献し、消費者に信頼される安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

◆林業の振興

森林・林業を取り巻く状況は、長期にわたる木材価格の低迷や林業労働者の減少・高齢化などにより、依然として厳しい状況が続いております。





一方、森林は、木材資源であることはもとより、地球温暖化防止対策の二酸化炭素吸収源として大きな役割を担っており、多種多様な公益的機能が十分発揮できる森づくりが求められているところであります。このため、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

民有林については、無立木地等への造林を推進する「未来につなぐ森づくり推進事業」など、国や北海道の制度を活用するほか、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する「森林整備推進事業」など、町独自の取組みを進め、森林所有者の負担軽減を図りながら森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画に基づき造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の復興木材安定供給対策である「森林整備加速化・林業再生事業」など、補助事業を有効的に活用し、公益的機能の維持増進を図ってまいります。

また、利用期を迎えている人工林資源の有効利用を図るため、路網整備を進め、生産体制の強化に取り組んでまいります。

さらに、本年度からは、植栽後55年以上経過している防風保安林の更新を図るため、計画的な保安林整備を進め、森林の多面的機能を維持し、生活環境の保全を図る取組みを行うなど、本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り・育て・将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

◆水産業の振興

水産業は地域経済を支える基幹産業ですが、気候変動や漁業資源量、漁場環境の変化による漁獲の不安定化、燃油・資材高騰に起因する漁業操業コストの増大など、多様な課題が山積しており、安定した生産基盤を確立するためには、つくり育てる漁業を基軸として、資源管理を徹底し、水産業の振興に取り組んでいく必要があります。

つくり育てる漁業の振興策としては、主要なホタテ漁業において新規漁場を活用した更なる増産体制を構築するため、貝殻散布事業や有害生物駆除対策事業による漁場の安定化をはじめ、健苗稚貝放流用機器の導入事業に対し引き続き支援を行ってまいります。また、北海道の事業で実施されております幌内地区におけるウニの増殖礁施設の整備推進を図るとともに、新たにナマコの増養殖調査やオニシ湖でのシジミ貝の増産に向けた支援を行い、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港の整備については、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港が、国や北海道の事業として、地元の要望に配慮しながら逐次整備が進められており、引き続き関係機関との連携を図りながら漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金をはじめ、過去の低気圧被害や燃油・資材高騰等に対する借入資金の利子補給措置についても引き続き必要な支援を行ってまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、町の雇用及び地域経済活性化に寄与しているところですが、原油価格の高騰、町外からの原料依存や経済情勢の変化に伴い、経営基盤が悪化している状況にあります。

とりわけ、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな要因となっていることから、水産廃棄物処理料負担の軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子に対する支援を継続し、経営基盤の早期安定強化を推進してまいります。

加工業界に対しては、衛生管理や鮮度・品質の保持・増進を図り、「食の安心・安全」「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、消費の拡大につなげることを期待するところであります。



◆商工業の振興

本町の商工業においては、消費者ニーズの多様化により、町外への購買力流出など、依然として厳しい状況が続いております。

このような現状に対応するため、町内中小企業等に対する融資のあっせんを継続して実施し、それに伴う利子及び保証料補助の支援を行うほか、各種補助制度の利用促進を図り、中小企業の経営安定に向けた支援に努めてまいります。

また、「商業活性化推進事業」や住民支援及び町内商工業の活性化を図る「買物環境向上事業」などを展開し、積極的な取組みを進めている商工会との連携を更に深め、地域経済の振興に努めてまいります。

◆観光の振興

近年、観光においては、観光客のニーズも多種多様化しており、通過型観光から滞在型・体験型観光へと観光需要が変化してきております。

このような現状に対応するため、従来の観光振興と併せ、本町固有の地域資源を活かした新たな観光の魅力づくりに向けた取組みが重要であり、そのためには観光協会の体制強化を図りながら、本町の自然環境を活かした滞在型・体験型観光のあり方を検討し、観光振興の充実に努めてまいります。

また、関係団体と連携しながら、本町の観光振興の中核をなす「日の出岬」における滞在型・体験型観光の促進を図るとともに、本町の恵まれた食材をPRできる「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」など、観光客を誘引する中核的なイベントを活用して、様々な宣伝戦略を展開し、本町の魅力を体感できる観光事業を積極的に展開してまいります。

このうち、中心的な役割を担う「ホテル日の出岬」においては、平成10年12月のオープンから15年目を迎え、施設・設備等の老朽化が顕著なことから、本年度は男女浴室・露天風呂等の床面防水改修をメインとした各種工事や設備機器の更新などを計画し、利用される方々への利便性の向上と健康増進に寄与してまいります。

さらに、広域連携事業においても、関係市町村と連携しながら、広域観光ホームページ等を活用した魅力ある情報の発信などを行い、引き続き広域での観光振興にも努めてまいります。



保健・医療・福祉の充実

◆保健・医療の充実

健康で元気に生活するためには、町民の皆さんが「自らの健康は自らつくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが必要であります。

平成20年度から始まった生活習慣病につながるメタボリックシンドロームの予防に着目した特定健康診査・特定保健指導の第1期実施計画が昨年度で終了し、これまでの健診結果から本町の疾病の傾向などを分析し、評価したところであります。本年度からの第2期実施計画において、本町の特性に合わせた効果的な生活習慣病患者やその予備群の減少に努めるとともに、がん検診などの各種検診の実施により疾病予防や疾病の早期発見に努めてまいります。



高齢者の皆さんに対しては、こうした疾病予防と併せ、心身の機能の維持・向上を図る介護予防の取組みを進めてまいります。

また、母と子の健全な発達・発育のために、妊婦・出産・育児期の疾病予防・健康増進、育児不安などの解消を目的とした母子保健、予防接種等の感染症対策や歯科保健、栄養指導を実施し、健康保持の強化に取り組みながら、保健・医療支援の充実に努めてまいります。

国保病院事業については、経営の根幹となる医師確保において、前年度に常勤医師2名が退職となることにより、医師確保に向けた対応について鋭意進めてまいりましたが、依然として、北海道全体が極めて厳しい医師不足とともに、都市部への地域偏在が顕著であることから、本町においても大変困難な状況となつていところでありますが、引き続き常勤医師の確保対策を積極的に進めながら、当面の対応として非常勤医師の継続的配置により、安心して信頼性の高い医療の提供に努めてまいります。

昨年3月に医療療養病床の転換により開設した介護老人保健施設については、地域包括医療・ケア拠点としての機能を果たしながら、要介護高齢者の在宅復帰の促進に努めているところでありますが、在宅介護サービスと併せ、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームとの機能連携を図りながら、適切な入所者数の維持とともに、満足度向上と付帯介護サービスの充実を進めてまいります。

国保病院及び老人保健施設の経営については、公共性と経済性の調和を重視していく必要がありますが、双方の施設が密接に関連する関係のもとで相乗的な運営を進めながら、適切な経営管理に努めてまいります。

また、西紋別圏域の中核病院となる広域紋別病院については、二次救急病院としての機能充実が高まっている中、同病院の改築が予定されておりますので、国保病院との連携強化をさらに進めていくとともに、引き続き二次医療機関として、質の高い医療サービスの提供を要請してまいります。

◆高齢者支援の充実

超高齢社会を迎えた中で、高齢者の皆さんができる限り住み慣れた地域や自宅で安心して生き生きと生活を続けられるよう、町では地域包括支援センターを中心に、各関係機関と連携しながら、地域全体で支える体制づくりや積極的な社会参加ができるよう支援の充実に努めてまいります。

昨年3月に国保病院の療養病床26床を介護老人保健施設に転換し、町内で提供できる介護サービスが増えたところであり、より一層、介護サービスの質的向上を図ってまいります。

また、「居宅老人交通費助成」や「高齢者等の冬の生活支援事業」など、高齢者の福祉サービスにも引き続き取り組んでまいります。

◆子育て・子育ての充実



少子化といわれて20年以上が経過しましたが、いま、保育・子育て支援を取り巻く状況は、大きな転換期を迎えようとしております。

国では、昨年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、新たな制度の施行に向けて具体的な検討が進められていますが、「子育ては親の責任・母親の責任であって、家庭で難しいなら保育を、お金で困っていれば手当を」との限定的な考え方から、「子育ては社会全体で支えていく大事な営みである」というように、制度の組み立て方が大きく転換いたしました。

本町においては、平成10年度に学童保育機能を備えた児童センターを、平成22年度に保育・教育及び子育て支援を総合的に行う認定こども園を開設するなど、安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備を着実に進めてまいりました。本年度は、新たな制度改正への対応に向けて、保健・福祉・医療・教育・労働などに関する様々な施策と連携してこれらを検証するとともに、子どもの健やかな成長のために適切な環境が、等しく確保されるよう、子どもとその保護者に必要な保育・教育及び地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

なお、ひとり親家庭への福祉については、経済的・精神的不安を軽減するため、民生児童委員や社会福祉協議会などと連携し、相談体制の充実に努めていくとともに、昨年度から実施しました乳幼児等医療費助成事業を拡充した子ども医療費助成事業を展開しながら、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

◆障がい者支援の充実

本年4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業による支援を総合的に行っていくこととなりますが、従前同様の対応に努めるとともに、町独自の障がい者サービス（重度身体障害者ハイヤー料金助成・心身障害者年金支給）の継続や障がい者の皆さんが、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう引き続き支援してまいります。

また、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症など、発達障がいを持つ子ども達の増加を受け、親や子の実態に即した保育・教育を受けられるよう、子育て支援センター・小中学校及びその他の関係機関と連携を強化しながら支援してまいります。

◆地域福祉の推進

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域住民の福祉に関する意識や知識が必要であり、地域全体で支え合うまちづくりと見守り体制の強化が求められています。

地域福祉の中心的な担い手となっている社会福祉協議会や民生児童委員と町が連携して、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化の推進に努めてまいります。

◆社会保障制度の充実

医療保険については、町は「国民健康保険」の保険者として制度全般の運営にあたっており、75歳以上の高齢者の皆さん等が加入する「後期高齢者医療制度」は、全道の市町村で「広域連合」を組織し、町では、窓口業務や収納事務などの一部を行っております。今後も、被保険者の皆さんに制度の周知や啓発に努め、法に基づく特定健康診査、後期高齢者健康診査、それに基づく特定保健指導をとおして医療費の抑制に努め、安定した運営に取り組んでまいります。

また、高齢者の皆さんが介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活を営めるよう自立支援・尊厳の保持を基本理念とし、介護保険制度を運営しておりますが、今後、一層の高齢化を見据え、介護サービスの充実・質の向上に努めるなど、高齢者の皆さんが安心して生活できる環境づくりの構築を進めてまいります。

低所得者の皆さんへの自立支援については、本町の福祉の中核を担っている社会福祉協議会、民生児童委員、社会福祉事務出張所など、各関係機関と連携を図りながら、相談・支援を親身になって進めてまいります。

公的年金制度については、未だ解決できない年金記録問題や制度一元化、給付にかかる負担割合など様々な案件が山積しております。

今後も、町民に不利益が生じないように情報を収集するとともに、「ねんきんネット」を活用した窓口サービスの向上に努めてまいります。

生活環境・生活基盤の充実

◆環境の保全

本町の恵まれた自然環境は、人々のゆとりある豊かな生活の源となるものであります。この自然環境を保ち、次世代に引き継ぐことが大切であります。

私たちの最も身近な環境問題であるごみの適正処理や不法投棄撲滅について、家庭・学校など幅広い範囲への啓発に努めるとともに、地域と行政の協働による対策を進めてまいります。

町民の皆さんのご協力のもと、実施しておりますごみ分別収集につきましては、ごみの減量化と資源リサイクルに大きく貢献しており、最終処分場の延命化が図られております。今後も更なるご協力をお願いするとともに、最終処分場の残容量調査を実施し、適切な維持管理と焼却処分場再稼働に向けて引き続き検討してまいります。



昨年度から実施しております公共下水道処理区域外の戸別合併処理浄化槽設置及び維持管理費の補助については、制度の啓蒙に努め、快適な住環境の向上と公共水域の保全を図ってまいります。

◆交通体系の整備

国の経済・社会を取り巻く環境が大きく変化する中、道路は暮らしの利便性・安全性・快適性などの向上に欠かすことのできない最も重要な社会基盤施設であります。

このため、これまでも道路整備に対し、必要な施策を講じてきておりますが、町民の道路整備に寄せる要望は、依然として多岐にわたっており、要望すべてに対して施策することは、現在の財政状況下では困難であることから、本年度も事業の緊急性・必要性及び事業効果を精査し、優先順位を定めて計画的に事業を推進してまいります。

また、既存施設的良好な保全を図るためには、冬道対策も含めた適切な維持管理をより一層充実していくために、事業の一部を民間に委託し、委託業者との連携を密にした維持管理体制の充実に努めてまいります。

国道については、沢木地区の安全な道路交通確保のための事業の実現化と防雪対策の未整備区間の早期完成を目指し、道道については、拡幅事業の未整備区間の早期完成を引き続き関係機関に強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきており、今後も、通学・通院等の重要な交通手段となるバス利用者のため、引き続き、路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空路でありますオホーツク紋別空港の利用促進については、昨年7月から実施しております「オホーツク紋別空港利用促進助成事業」の制度を一部見直ししながら、東京直行便の維持のための搭乗率向上と、首都圏からの交流人口の拡大に向けての取組みを継続してまいります。



◆上・下水道の整備

水道は町民の日常生活を維持し、産業活動に必要不可欠なライフラインであり、大切な資源である水は、無駄なく効率的に使う必要があるだけでなく、常に安定的に安心して使用できる供給が求められています。

このことから、本年度の簡易水道事業については、沢木・雄武地区の配水管路の整備・改修と、昨年度に引き続き、雄武地区における配水管路の漏水調査を実施するとともに、各水道施設の機能保持及び維持管理の強化に取り組んでまいります。

また、給水人口の減少等に伴い、水道使用料の減収が予想されることから、更なる経費節減と効率的な運営に努め、経営健全化に万全を期してまいります。

下水道事業については、快適な生活環境の保護や公共水域の水質保全のために必要不可欠な施策でありますので、引き続き、管渠整備に向けての実測調査設計を行うとともに、広報活動を通じて水洗便所改造に係る補助金制度や無利子・有利子資金貸付制度について周知徹底のうえ、水洗化の普及促進を図ってまいります。

また、処理場については、長寿命化計画に基づく水処理機械設備の改築更新工事に向けての実施設計を行うとともに、コンポスト施設を含む機能保持のための修繕と維持管理の強化に引き続き取り組んでまいります。

◆住環境の整備

生活の基盤である住宅については、安全性や快適性、居住環境や景観など、子どもから高齢者、障がい者まで全ての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくりと、良質な住宅ストックの形成、長期的利用の促進に向けた住宅施策を進めてまいりましたが、今後も同様の考えのもと、施策を推進してまいります。

このため、本年度においては、雄武町営住宅等整備基準に基づきユニバーサルデザインを採用した新日の出団地の建て替えに取り組んでまいります。

既設町営住宅では、予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する計画的な改善により、既存町営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコスト縮減のため、既存町営住宅団地環境整備事業として、潮見団地の屋根葺替工事及び外壁防水改修工事を実施してまいります。

さらに、勤労者世代、高齢者及び身体障がい者に対し、住宅及び住環境の整備に対する支援を行うことによる、住居の安定と活力あるまちづくりの推進を目的とした「雄武町快適住まいづくり促進制度」の啓蒙を図り、住宅の基本性能向上による、良好な住まいづくりに向けた町民の取組みへの支援とその活用について推進してまいります。

公園・緑地については、あらゆる利用者層の人々がレクリエーションの場として、また、健康づくりや憩いの場として活用するとともに、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

このため、いつでも安全に楽しく安心して利用者に利用していただくため、都市公園においては、長寿命化計画に基づく既存施設の補修等を行ってまいります。

また、他の公園についても、点検結果に基づく遊具等施設の修繕及び日常の管理点検を行うことで、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

◆消防・救急・防災体制の強化

消防は、町民が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、火災や自然災害への対策及び救急体制の強化を図り、町民の生命財産を守るための取組みを進めてまいります。

そのため、消防車両の更新や消防資機材等の整備充実を図るとともに、地域に密着した消防団と連携し、複雑多様化する災害に対応できる体制づくりを目指してまいります。

近年、本町における住宅火災の発生は、減少傾向にありますが、今後においても、各関係機関と連携した火災予防対策を実施するとともに、平成23年から設置が義務付けとなった住宅火災警報器の普及促進に努めてまいります。

救急業務については、住民の高齢化の進行などを背景とした救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するため、救急隊員の専門的知識、高度な技術の習得と研修教育の推進など、資質の向上に努め、救急体制の充実を図ってまいります。

電波法関係法令の改正により、消防救急無線のデジタル化への移行が必要であることから、今後、事業コストの低減化を図りつつ、効率的かつ効果的に整備するよう取り組んでまいります。

さて、東日本大震災から3年目を迎えましたが、今なお、多くの方々が癒し得ぬ厳しい環境下に置かれております。

いっどこでも起りうる災害による人的・物的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、自治会等の地域コミュニティによる共助が必要であります。自治会単位での自主防災組織の構築をお願いするとともに、災害時要援護者に対する避難体制の確立を図ってまいります。また、町総合防災訓練につきましては、工夫を凝らしながら実施することとし、震災での教訓を形骸化させないように努めてまいります。

防災を目的として取り組んでおります2級河川オコツナイ川・ポンオコツナイ川の環境改修整備については、本年度も本工事が予定されておりますが、引き続き事業の早期完成に向け、関係機関に強く要請してまいります。



◆防犯・交通安全の推進

振り込め詐欺や架空請求など、高齢者の皆さんを始め、人の心につけ込む卑劣な犯罪はその手口を変え、益々巧妙化しております。

犯罪を未然に防ぎ、明るく住みよいまちづくりには、家庭・学校・地域が一丸となって、断固とした態度で立ち向かうことが必要でありますので、地域・警察や関係団体と連携し、地域ぐるみの防犯体制を強化してまいります。

昨年の道内における交通事故死者数は200人で、前年に比べて10人増加したものの、2年連続で全国ワーストワン返上となりました。

本町においては、昨年5月30日に死亡交通事故が発生し、交通事故死者ゼロ日数が「369日」で止まってしまいましたが、新たに「1000日」を目標に掲げ、関係団体との一層の連携を図り、特に幼児・高齢者等の交通弱者に対する安全教室の実施など、啓蒙・啓発活動に取り組み、交通事故のないまちづくりを目指してまいります。

◆情報通信網の整備・充実



情報通信技術（ICT）は急速に進歩し、社会生活の様々な分野においてもパソコンや携帯電話、更にはインターネットの普及により、必要な情報が即時に入手可能となり多様な情報交流が進むと期待されております。

本町においては、超高速ブロードバンドサービスの通信基盤が整備されているところですが、これら通信基盤を有効活用し、町民の皆さんが住・職・遊などの生活の場で容易に高度な情報通信サービスの恩恵を享受できるよう、行政サービス提供機器等の計画的な更新を図るとともに、重要情報の保護のため、個人情報を含む情報資産等の管理一元化を進め、更なる情報セキュリティ対策を厳格に実施してまいります。

行政情報の発信や共有に関しては、町ホームページをリニューアルし、利便性を最大限に活用することにより、町民の皆さんにとって身近で利用しやすい情報発信元として確立させ、様々な公開情報や防災情報など、即時性の高い情報の発信に最大限の対応をしてまいります。

以上、平成25年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

住民協働は、地域社会を構成する住民の自助・互助の精神にもとづくものでありますが、近年、地方は、中央に長く依存してきた結果、かつて地域社会に根付いていた自助・互助の精神が希薄になっていると言われております。

このような時こそ、町民一人ひとりの主体性を尊重し合い、強い連帯意識によって、自分たちの町は、自分たちの手でつくり上げていこうとする、町民と行政の真の「協働」による「地域力」を創造することが必要であります。

そのためにも、町民共通の生活指針とした町民憲章に示されているように、オホーツクの厳しい自然を生かし、先人たちの英知と労苦に学び、感謝しながら、常に現状を直視し、郷土愛にみちたまちづくりと、町民一人ひとりの幸せのために、確かな未来につながるまちづくりに、果敢に挑戦していかなければなりません。

郷土愛に燃えて、町民と行政の「協働」による「地域力」の確立に向けて、積極的かつ力強く行動してまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、行政執行方針といたします。

雄武町教育行政執行方針

のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

少子高齢化やグローバル化の進展及び情報通信技術の一層の発展に伴い、教育を取り巻く環境が著しく変化する中であって、学校現場では、いじめ・暴力行為・不登校など生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用の要請をはじめ、複雑かつ多様な課題に対応することが求められております。

そうした状況の中で、21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する言語活動の充実や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成などが求められており、更には地域社会と一体となって子どもの育成を重視する必要がありますことから、地域社会の様々な機関等と連携していくことが不可欠となっております。

平成25年度からスタートする第2期教育振興基本計画が中央教育審議会において審議されておりますが、目指すべき社会として、自立・協働・創造を基調とした生涯学習社会を提示し、その上で教育行政の基本的方向性として、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4項目を掲げており、本町における今後の教育行政の方向性についても、国の方針と連動しながら適切な対応を図ってまいります。

雄武町の全体教育目標は、「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」として、学校教育と社会教育に目標を設定しておりますが、これらの目標の具現化に向けて、第5期雄武町総合計画の教育文化の振興として「のびやか・雄武」を政策基調に効果的・効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

◆学校教育の充実

子どもたちが変化の激しい社会において自立していくためには、「確かな学力」を育むことが重要であり、各学校の学力向上に向けた取組みを支援してまいります。

本町では、生きる力や学ぶ意欲を育成するために、小中学校の教育内容の充実については、各学校運営に必要とする経常的な経費について支障が生じることのないよう適切な予算措置を講じるほか、特別な支援を要する児童生徒の学習上の困難等に対応するため、特別支援教育支援員を増員して配置し、特別支援教育の推進を図ってまいります。また、へき地小学校における教職員の減少に対応するため、本町独自でふるさと教員を配置し、少人数学級の指導の充実を図ってまいります。

児童生徒の国際理解や外国語教育の充実を図るため配置している外国語指導助手については、小中学校のほか、保育所及び高校への派遣を継続していくため、語学指導を行う外国青年招致事業により対応してまいります。

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し学用品等を給与する就学奨励については、引き続き要保護・準要保護児童生徒援助事業により必要な措置を講じるほか、通級指導による児童の言語治療等についても支援を継続してまいります。

小中学校の教育環境の充実については、漏電等の事故を未然に防止するため、小中学校の電気工作物の改修を行い、施設の延命化を図るほか、舗装表面の損傷が著しい豊丘小学校の駐車場の改修を行い、児童生徒の安全確保を図ってまいります。また、学校施設の管理については、引き続き民間委託により適切かつ効率的な管理業務を進めてまいります。

雄武小学校及び雄武中学校の児童生徒授業用コンピューターについては、経年劣化等による更新の必要性がありますことから、良好な情報教育環境維持のため、適切な整備を図ってまいります。また、児童生徒を送迎するスクールバスについては、購入から相当年数を経過しておりますことから、児童生徒の安全確保のため、計画的に更新を図ってまいります。

小中学校の教育用備品及び学校図書については、各学校の整備状況により、日々の授業等に支障を来すことのないよう所要の整備を図ってまいります。

老朽化した豊丘小学校校長住宅を新たに整備するとともに、へき地教職員住宅の計画的な水洗化改修事業のほか、教職員住宅環境整備事業の実施により教職員の住環境整備を図ってまいります。

本町の学校教育の向上を目的として、町内の教職員で組織している学校教育振興推進協議会の活動に対して引き続き支援を行うほか、教職員の自主的な研修活動等を奨励するため、教職員教育振興事業により研修等の充実を図るとともに、その成果が児童生徒に還元されるよう教職員の資質や指導力の向上に努めてまいります。

教育相談員については、関係機関等を通じて随時適任者の人材確保に努めてきたところでありますが、結果として平成23年度から未配置となっており、学校教育と学校経営に関わる教育上の諸問題の相談に応じた指導・助言体制の構築が急務となっておりますので、引き続き教養と経験を有する教育相談員配置に向けた取組を進めてまいります。

児童生徒の語学力等向上のための小中学校児童生徒検定チャレンジ促進事業については、助成対象経費を一部拡充し、更なる児童生徒の学習意欲向上のための取組みを支援してまいります。

雄武中学校の部活動支援として、中体連大会等への参加遠征費に係る保護者負担の軽減を図るため、引き続き生徒教育振興事業により必要な支援を行ってまいります。

共栄小学校及び幌内小学校において実施しております山村留学については、各地域協議会の活動により、それぞれ道外からの児童を受入れており、事業の効果が表れておりますことから、地域の主体的な活動に対し、引き続き必要な支援を講じてまいります。

学校給食については、心身ともに発達の途上にある児童生徒が適切な栄養を摂取することにより、健康な生活を送る上で基本となるものであり、食に対する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでありますことから、食育や地産地消の推進など、食に関する指導の充実を図ってまいります。また、調理業務については、引き続き民間委託により民間の専門性や柔軟性を取り入れた質の高い給食の提供に努めてまいります。



学校給食センターについては、昭和54年に開設してから33年を経過しており、施設及び設備の老朽化が著しく、また文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」に適合していない状況にあり、施設及び設備の整備が急務となっておりますことから、学校給食センター整備に向けての実施設計を行い、安全で安心な給食の提供の取組みを進めてまいります。

開かれた学校づくりの推進については、学校評議員の意見の反映等により、小中学校において地域の特性を生かした特色のある学校運営が図られております。また、町民ボランティアが学校において、本の読み聞かせをはじめ、ミシン授業、柔道やスキー授業の指導等の支援のほか、長期休業期間中の学習支援では、高校の生徒がボランティアとして参加するなど、地域住民が連携し合ったコミュニティ活動が実践され、地域全体で学校を支援する活動が定着してきておりますことから、学校支援活動推進事業の継続的な推進を図ってまいります。

道立雄武高等学校については、平成25年度における第1学年の2学級の設置が決定されたところでありますが、本町においても少子化が進行している中で、今後も生徒数の変化による公立高等学校配置計画の見直しを注視しながら、引き続き関係機関との連携を図るとともに、情報の収集に努め、情勢変化に対して的確に対応してまいります。

道立雄武高等学校への継続的な支援については、本町の高等教育環境維持と魅力ある高校づくりに資するため、町外からの生徒に対する交通費及び下宿費の助成のほか、近年での活躍が顕著であります部活動に対する助成について、雄武高等学校振興事業として継続してまいります。また、高校が取得奨励をしている簿記検定等の各種受験料についても生徒の受験意欲の促進と保護者負担の軽減のため、雄武高等学校生徒資格取得支援助成事業として助成措置を継続してまいります。

◆生涯学習の推進

町民一人ひとりが、生きがいを持ち、充実した生活を営むため、生涯を通じて絶えず新たな知識や技能を習得し、自己を豊かなものにしていけることが重要となっており、生涯にわたる学習が、地域社会における連帯や新しい絆を形成し、地域社会の活性化や発展につながるものと考えますので、生涯学習の必要性についての啓発や学習情報の提供を行ってまいります。また、町民文化祭をはじめとしてその成果を発表する場の提供の充実も図りながら、町民が生きがいを持って行う自主的な学習活動を支援していくとともに、町民大学等の生涯学習推進事業の実施により充実した事業展開を図ってまいります。

生涯学習を推進していく上で中核を担う社会教育については、平成25年度からスタートする「第8次社会教育中期計画」を基本として、町民が生涯にわたり学び続けられる機会の充実を図り、町民の多様な学びのニーズに応える施策を推進してまいります。



人格の形成を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である青少年期の教育は、学校だけで行うものではなく、家庭・学校・地域が相互に連携しながら、社会全体で取り組むことが重要であるため、雄武町子ども育成会との連携により、「めだか塾」などの体験活動や親子で参加できる事業等を推進してまいります。

すべての教育の出発点とされる家庭教育については、家庭環境の変化や地域社会の変化に伴い、家族でふれあう時間が減少している傾向にもあることから、基本的には家庭における教育を重視するものでありますが、補完的な役割として、今後も家庭・学校・地域と連携した家庭教育推進事業等により、親子の学習機会の提供及び子育てに関する情報の発信や情報交換の促進に努めてまいります。

地域に貢献されてきた高齢者の方々については、生きがい大学をはじめ、生涯学習や社会教育事業に積極的に参加がされているところではありますが、今後においても様々な形で社会に参画することによって、歩む人生に夢を抱き、その実現につなげていく支援として、高齢者同士のふれあいや仲間づくりを図る学習機会の提供とともに、異世代との交流活動事業の推進を図ってまいります。

武雄市との児童交流事業については、北海道と異なる気候・風土・文化の中で多くの人と出会い、多くの経験をするることにより、児童の成長に大きな成果をあげておりますので、今後も児童交流を継続するとともに、武雄市児童の受入れについては、北海道の冬ならではの雪上体験を中心に、児童相互の交流がより深まる内容により推進を図ってまいります。

町民の生涯学習を目的とする事業に利用されている生涯学習バスについては、購入から相当年数を経過しておりますことから、安全な走行を確保するため更新を図ってまいります。また、生涯学習事業等に使用している公用車においても、老朽化により安全面等で問題があり業務に支障が生じておりますことから、車両の更新をいたします。

町立図書館については、生涯学習や情報拠点としての役割を担う施設でもあり、図書館機能の向上及び利用者のニーズに応えていくために、引き続き図書の蔵書数の拡充を進めてまいります。

今後の町立図書館のあり方については、町民各層の参画を得て、「雄武町図書館を考える会」を設置し、建設の是非を含めて議論いただいているところであり、提言書の内容を尊重しながら、これからのまちづくりの拠点となる図書館の方向性について検討を進めてまいります。

◆生涯スポーツの推進

スポーツについては、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要なものであり、生涯にわたってスポーツに親しむことは大きな意義を有するものであります。

体力・健康づくりへの関心の高まりなどにより、生涯を通じて「だれもが、いつでも、どこでも」健康の保持・増進やレクリエーションを目的として、スポーツに親しむことができる環境が求められていることから、町民の誰もが気軽に参加することのできるスポーツ教室及びスポーツ大会を継続的に実施することにより、健康で明るいスポーツの推進を図ってまいります。また、町が奨励するスポーツとして位置付けたブルームボールについては、小学生を対象に実施している学社融合ブルームボール教室などにより、普及促進に努めてまいります。

子どもたちの生活習慣とあわせて体力にも課題が見受けられる中で、体力向上を図るための各種事業を実施するほか、オホーツクサイクリング参加者に対し参加費用の一部を助成するスポーツイベント参加助成については、助成対象者を一般にも拡充し、スポーツ人口の増加と児童生徒等の参加促進を図ってまいります。

屋内外のスポーツ施設については、安全で利用しやすい環境の維持を保っていくため、引き続き民間委託により適切かつ効率的な管理業務を行うとともに、老朽化した施設の改修や備品の更新を計画的に進め、町民のスポーツ活動の拠点として利便性の向上に努めてまいります。

体育連盟やスポーツ少年団などの自主的活動団体に対しては、引き続き支援を行うとともに、本町の代表として上位の大会に参加する選手に対しては、スポーツ振興事業により支援してまいります。また、スポーツ推進委員会を中心にスポーツ教室及びスポーツ大会の企画・運営を行うとともに、指導者の発掘等にも努め、生涯スポーツの推進を図ってまいります。



◆芸術・文化の振興



生活意識や価値観の多様化に伴い、ゆとりや潤いといった心の豊かさが求められ、芸術文化への関心や期待が一層高まってきておりますことから、生涯を通じて町民の自主的な芸術文化活動の促進とともに芸術文化にふれる機会の充実に努めてまいります。

芸術文化公演事業については、これまで隔年において実施しております事業拡大年度となっており、優れた芸術文化にふれる機会を設けることとしておりますことから、町民の芸術文化に対するニーズを的確に把握しながら、事業展開を図ってまいります。また、独自に活動している文化連盟への支援を継続するとともに、自主的な活動を行う個人や団体に対しても、引き続き支援を行ってまいります。

陶芸推進事業については、愛好者の増加とともに作陶技術も向上しておりますが、ガス窯による作品の焼成等については危険性も伴うことから、引き続き管理人を配置し、安全性の確保を図ってまいります。また、陶芸事業については、本町の文化事業として益子町交流の友効的な象徴でもありますので、今後においても陶芸作品の有効活用や利用者の増加につながる事業の普及促進に努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

教育は、生涯にわたり人々の多様な個性や能力を開花させ、人生を豊かにするとともに、地域全体の今後一層の発展を実現する基盤となるものであります。

人づくりはまちづくりであり、そして、まちの将来を担う子どもたちは、まちの宝でありますので、家庭・学校・地域の連携を一層促進し、地域全体で子どもを育てることに取り組まなければなりません。

また、地域における「人づくり」、「絆づくり」、「地域づくり」を進めていくためには、地域住民が自身の生活課題のみならず、地域に山積する課題についても自らのこととして捉え、学びを通じて地域に主体的に参画し、活躍することが求められておりますので、本町の教育力を向上させるために、生涯にわたる学習の必要性についての啓発や学習情報の提供を積極的に行って学習意欲を喚起し、地域への参画に関心を持てるような生涯学習の展開を図っていくことが重要となるものであります。

平成25年度における教育行政の執行にあたりましては、以上のことを中長期的な視点として見据え、本町の地域性を重視しながら、生涯を通して豊かに学ぶことができる体制の構築を図り、地域の教育力向上を目指してまいります。また、本年度を初年度とする第5期雄武町総合計画後期基本計画がスタートすることとなりますが、「のびやか・雄武」に掲げた目標の達成に向け、教育行政を力強く進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。



海・山・人 ひびきあう町
オホーツク
雄武町



雄武町民憲章（町民の誓い）

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、一すこやかに、なごやかに、まめやかに――励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

一、自然を生かし、住みよい環境をつくります。

一、きまりを守り、明るい社会をつくります。

一、ともに助け合い、楽しい職場をつくります。

一、元気に働き、豊かな家庭をつくります。

一、希望に生き、たくましい雄武町民となります。

昭和四十六年三月十九日制定